

一般社団法人鳥取県診療放射線技師会定款

平成25年4月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、診療放射線学及び診療放射線技術の向上発達に努めるとともに会員の職業倫理及び技術水準の向上を図ることにより、県民保健の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の職業倫理の向上のための事業
- (2) 診療放射線学及び診療放射線技術等に関する研究及び研修
- (3) 診療放射線技師の生涯教育の実施のための事業
- (4) 放射線関連機器の安全管理を推進する事業
- (5) 放射線医療及び放射線障害防止に関する啓発事業
- (6) 医療、公衆衛生に関する関連機関団体との連携協調の促進のための事業
- (7) 会員の福利厚生のための事業
- (8) 本条の主旨を目標とした図書印刷物の刊行
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 会員は、本会の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 診療放射線技師又は診療エックス線技師で本会の目的に賛同して入会した者。
- (2) 名誉会員 正会員のうち、本会の事業に顕著な功績のあった者で、理事会の選考を経て総会の承認を得たもの。
- (3) 賛助会員 正会員の資格を有しない者で、本会の目的に賛同して入会したもの。

2 正会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、当該年度の会費については完納していることとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、失踪し、又は団体においては解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会費等の額
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 通常総会は毎事業年度終了後2か月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき
- (2) 総会員の議決権の10分の1以上を有する会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により請求があったとき
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2 前条第 2 項の請求があったときは、会長はその請求があった日から 30 日以内の日を総会の日とする招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の日時・場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、開会の日から 10 日前までに正会員及び名誉会員に通知しなければならない。

4 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には法人法第 41 条第 1 項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び会員が議決権を行使するための書類を添付し、開催日 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において役員を除く出席会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならないものとし、理事又は監事の候補者の合計が第 21 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 19 条 やむを得ない理由のため会議に出席出来ない総会の構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会に出席した会員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 16 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とし、7名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は別に定める規程により、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定することもできる。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、あらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その業務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、その役員に対して、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき

(役員報酬等)

第27条 役員報酬は無報酬とする。ただし、会務に要した費用は、別に定める支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(相談役)

第28条 本会に、任意の機関として、3名以内の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役を選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬等は、第 27 条に準じる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項及び日時並びに場所、その他必要な事項を記載した書面により通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規程)

第 35 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本会の事業計画書、収支報告書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

（合 併）

第41条 本会は総会の決議により合併する事ができる。

（残余財産の帰属）

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第43条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑 則

（委 任）

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は入川富夫とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

組織運営規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会(以下、「本会」という)定款第 3 条に定める目的を達成するために、組織の運営に必要な事項を定める。

2 本規程と定款の間に疑義が生じた場合は定款による規定が優先する。

(ブロック)

第 2 条 本会は、組織運用のために次のとおりブロックを置く。

(1) 東部地区：鳥取市、八頭郡、岩美郡

(2) 中部地区：倉吉市、東伯郡

(3) 西部地区：米子市、境港市、西伯郡、日野郡

2 会員は、前項のいずれかのブロックに所属するものとする。

3 県外会員については、最も近い地区に所属するものとする。

4 諸規程に標記される地区は、本条第1項のブロックを指す。

第 2 章 会 長

(会長の職務)

第 3 条 会長の言動は、本会の定款の精神に一致していなければならない。

2 会長は、本会の目的達成に努めるとともに本会の名声を高め、本会及び診療放射線技師の職業発展に努力する。

第 4 条 会長の職務は、定款及び諸規程に別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 鳥取県放射線技師会学術大会を主管する。

(2) 鳥取県のがん対策を行政と共に推進する。

第 3 章 副会長

(副会長の職務)

第 5 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

2 定款第23条に定める会長の職務代行順位は、互選による。

第 6 条 副会長の職務は、定款に定めるもののほか、本会の常務を総括する。

第 7 条 副会長は、それぞれ事業責任者と財務総務責任者として業務を分掌し、円滑に運営されるよう調整する。

第 4 章 常務理事

(常務理事の職務)

第 8 条 定款第23条に定める常務の範囲並びに担当は次のとおりとする。

(1) 総務担当常務理事は、文書の送受及び処理、会員の入退会及び移動の処理、夫々事務文書の管守・会議等の記録・備品の管理、又、他部に属さない事項の事務全般に関する常務を行う。

(2) 財務担当常務理事は、財務管理、会費の記帳・預貯金の管理・財産の管理・公租公課の納入・互助会の記帳に関する常務を行う。

(3) 広報渉外担当常務理事は、会報の企画編集・啓蒙の公聴広報・地域還元事業に関する常務を行う。

- (4) 学術教育担当常務理事は、研修会・講習会・学術研究発表・JARTが企画する教育研修等に参画すると共に地域開催を立案・企画、放射線被ばく軽減に関する常務を行う。
 - (5) 厚生組織担当常務理事は、公益・福利厚生・慶弔見舞い・求人求職、組織の普及に関する常務を行う。
 - (6) 放射線管理担当常務理事は、医用放射線管理に関する研修会・講習会等を開催すると共に施設漏洩線量測定事業に関する常務を行う。
 - (7) 情報調査担当常務理事は、ホームページの運営・管理、給与・待遇等に関する調査、その他、本会運営に必要な統計調査に関する常務を行う。
- 2 総会並びに理事会の決定した事項の執務に関することを行う。
 - 3 常務理事は、前2項の常務のほか、会長あるいは理事会の任による職務を行う。
 - 4 常務理事は、会議等において知り得た秘密を法律その他正当な理由なくして他に漏らしてはならない。常務理事を退任した場合も同様とする。

(常務理事会)

第9条 常務理事会は、会務執行を担当する前条の常務理事をもって充てる。

- 2 常務理事会は、会長が必要と認めたとき随時開催することができる。

第5章 理事

(理事の職務)

第10条 理事は、当該地区を代表すると同時に、本会の会務に協力する。

第11条 理事は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会への諸情報の提供。
 - (2) 会員のコミュニケーションと融和を図る。
 - (3) その他、本会の目的達成のための会員の協力体制確立に必要なこと。
- 2 前項の職務のほか、会長あるいは理事会の任による職務を行う。
 - 3 理事は、会議等において知り得た秘密を法律その他正当な理由なくして他に漏らしてはならない。理事を退任した場合も同様とする。

第6章 広報

(広報担当)

第12条 広報印刷物の編集は、広報委員会と会誌編集委員会が行う。

第7章 事務局

(事務局と保管)

第13条 本会は事務局を設ける。

- 2 事務局は、本会の運営及び事業執行に伴う諸事務を行う。
- 3 定款及び諸規程に規定される書類・諸帳簿等の備付あるいは保管については、事務局においてこれを行う。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第14条 会長が委員会を設置するときは、次の要件をもって設置する。ただし、本会諸規程に別に定める委員会については、この限りでない。

- (1) 諮問内容、委託内容等、委員会設置目的の具体的な明示。

(2) 委員長及び委員の委嘱。

(3) 設置期間の設定。

(委員会活動)

第15条 委員会は、会長の諮問あるいは委託に対し審議、調査、研究、企画、立案、制作、実施等その委員会の目的に応じた活動をする。

2 委員会は、その活動による成果・結果を委員会設置期間内に答申書、報告書等文書とともに会長に報告する義務を負う。

第9章 部 会

(研究会)

第16条 定款第4条第2号から第4号に基づき、本会に研究会を設置する。

(活動)

第17条 研究会は、前条に掲げた定款の目的を達成するための学術研究を目的とする。

2 研究会は、その活動の情報を公開すること。

3 研究会の活動を通じて社会及び本会に不利益を生じさせないこと。

第10章 雑 則

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、総会の決議によって行う。

(委任)

第19条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

総会議事規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会定款第 4 章に定める総会を民主的、かつ、能率的に運営することを目的とする。

2 本規程と定款の間に疑義が生じた場合は定款による規定が優先する。

(発言の自由)

第 2 条 会員は、この規定に基づいて、討論質疑の自由を保障される。ただし、定款に定めてあるものは、それによる。

(禁止事項)

第 3 条 会員は、議長の統制に服し、その許可を得て発言する。

(遵守事項)

2 会員は、会議の開会時刻を守るとともに閉会以前に退席しようとするときは、議長の許可を要する。

(審議)

第 4 条 議案は、原則として 1 件ずつ審議される。

(公開)

第 5 条 議事は、原則として公開される。

第 2 章 総会運営委員会

(総会運営委員会)

第 6 条 総会は、民主的、かつ、能率的に運営するため、総会運営委員会を設ける。

(総会運営委員の選出)

第 7 条 総会運営委員会は、組織運営規程第 2 条に定める各地区に 1 名を選出して構成する。

(総会運営委員長の選出)

第 8 条 総会運営委員会は、互選によって委員長を選出する。

2 総会運営委員長は、運営委員会の審議の結果を総会に報告する。

(総会運営)

第 9 条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会にはかり、承認を得たうえで実施する。

(1) 議長団の選出手続

(2) 議場混乱のときの収拾

(3) その他総会運営についての必要事項

3 章 議長及び職員

(総会職員)

第 10 条 総会は、議事運営のため議長 2 名、書記及び採決係若干名の職員を置く。

2 職員は、総会の承認を得て議長が指名する。

(議長)

第 11 条 議長は、会議を統括して議場の秩序を保持し、かつ、議事の整理を行う。

(書記)

第 12 条 書記は総会事務を処理する。

(採決係)

第 13 条 採決係は、採決の結果を集計する。

第 4 章 議 事

(発言内容)

第 14 条 発言は、上程されている議題に関係し、議事規程にかなっていないなければならない。

(発言の拒否)

第 15 条 前条の定めにかなっていない発言を、議長は拒否することができる。

第 5 章 採 決

(採決の宣言)

第 16 条 議長は、採決しようとする議案の内容と採決の方法を明瞭に会議に告げ、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。

(進行)

第 17 条 採決宣言後は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いては、会員の発言をいっさい認めない。

(採決の方法)

第 18 条 採決の方法は、挙手、起立、記名および無記名投票の 4 種とし、議長はその選用しようとする方法を会議にはかって採決する。ただし、その採決の方法は、挙手による。

(採決の順序)

第 19 条 採決の順序は、原則として原議案に対する反対、保留、賛成の順序で行なう。

(表決の更生)

第 20 条 会員は、すでにおこなわれた表決の更生を求めることはできない。

第 6 章 雑 則

(規程の改廃)

第 21 条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第 22 条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

役員選挙規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 25 年 4 月 29 日改定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会定款第 22 条に基づく役員選挙について必要な事項を定める。

第 2 章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第 2 条 選挙を行うために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

(委員構成と任期)

第 3 条 選挙管理委員会は、組織運営規程第 2 条に定める各地区に 1 名の委員を選出して構成し、委員長は互選し、任期はそれぞれ 2 年とする。

2 役員および、その選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

(選挙管理委員会の業務)

第 4 条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

(1) 選挙の告示

- (2) 役員候補者届けの受理、資格審査、候補者氏名の告示
- (3) 投票および開票の管理と当選の確認
- (4) 総会に選挙の結果を報告
- (5) その他選挙管理に必要な事項

第3章 役員選挙

(役員候補者の届出)

第5条 理事及び監事に立候補しようとする者、又は推薦しようとする者は総会開催日の1ヶ月前までに選挙管理委員会に届出なければならない。ただし、推薦の場合には本人の同意を必要とする。

(届出の様式等)

第6条 前条に規定する届出書ならびに様式は別に定める。

2 地区理事は役員選任規程第7条に基づき、各地区で2名以上の届出とする。

(選挙の方法)

第7条 選挙は立候補届及び推薦届のあった者について、総会で連記無記名投票により行う。

(投票の順序)

第8条 投票は次の順序によって行う。

(1) 理事

(2) 監事

(当選条件)

第9条 当選者は、それぞれ有効投票数の過半数を得た者から、高点順に定める。

2 投票数が前項の数に達しないときは、次点者を加えた決選投票を行う。

第4章 無投票当選

(無投票当選)

第10条 候補者が役員定数を超えないときは、無投票で当選者を定めることができる。

第5章 選挙権及び被選挙権

(選挙権及び被選挙権)

第11条 選挙権および被選挙権は、会費を完納している者にかぎる。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

役員選任規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 25 年 5 月 10 日改定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会定款第 22 条に基づく役員を選任について必要な事項を定める。

第 2 章 定 数

(役員定数)

第 2 条 役員の数数は次のとおりとする。

- (1) 理事 16 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内

第 3 章 選 任

(役員選任方法)

第 3 条 理事及び監事は立候補及び推薦により総会の決議によって選任する。

(種別と定数)

第 4 条 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長とし、7 名以内を常務理事とする。

(選出方法)

第 5 条 会長、副会長及び常務理事は理事会の互選とする。

(会長候補の選定)

第 6 条 会長は、前条の規程にかかわらず総会の決議により理事の中から選出し、理事会において当該候補者を選定することもできる。

(地区理事)

第 7 条 地区理事は地区代表として、組織運営規程第 2 条に定める地区より 2 名ずつ選任する。

(兼任の可否)

第 8 条 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(承諾書)

第 9 条 選任された役員は、役員就任承諾書を会長へ提出しなければならない。

第 4 章 雑 則

(規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

会費納入規程

平成 25 年 4 月 1 日制定
平成 27 年 5 月 17 日改定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款 7 条に定める会費及び入会金の納入についての必要事項を定め、適正な会費管理を行うことを目的とする。

第 2 章 会費の納入

(会費等)

第 2 条 本会に入会しようとする者は、会費を納入するものとする。

(1) 正会員は年間 9,000 円とする。ただし、満 61 歳になる年度から 5,000 円とする。

(2) 賛助会員は年間 30,000 円とする。

(3) 診療放射線技師籍登録初年度内の入会者に限り、初年度会費額は 5,000 円とする。

(4) 前項の会費額は、納入時期による割引はしない。

(納入方法及び期限)

第 3 条 会費納入は、本会指定の納入方法に従い収めるものとする。

2 納入期限は、当該年度の 9 月 30 日とする。ただし、新入会及び年度途中の入会者はこの限りではない。

(権利の停止)

第 4 条 前条第二項の納入期限を過ぎても納入されないときは、会員としての権利（会誌の配布、講習会受講等の会員特典等）を一時的に停止する。

(権利の回復)

第 5 条 前条に規定する権利の停止は、会費納入をもってその権利を回復するものとする。ただし、未納であった期間に遡及して、その権利の行使を要求することはできない。

(会員資格の喪失)

第 6 条 定款第 10 条第 1 号による会員資格の喪失は、理事会の決議を経て当該会員へ文書で通知することにより完了する。

第 3 章 会費の免除

(名誉会員及び永年勤続 50 年表彰者)

第 7 条 定款第 5 条 2 号の名誉会員及び日本診療放射線技師会永年勤続 50 年表彰者は、特別の事故のない限り本会会費を免除する。

(長期療養者等の免除)

第 8 条 療養のために 1 ヶ年以上離職した会員は、その旨を申請することにより、会費免除の取扱いを受けることができる。

2 前項の他、出産・育児・介護・海外勤務・災害等のやむを得ない事情による場合にも、申請することにより会費免除の取扱いを受けることができる。

(申請)

第 9 条 本規程に基づき会費免除の取扱いを受けようとする者は、その旨を所定の様式を用い本会に申請し理事会の承認を受けるものとする。

2 理事会は、前項の可否及び期間を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

(期間)

第10条 会費免除の期間は各項に準じて行うものとする。

2 本規程第8条に基づく会費の免除は2ヵ年を超えないものとする。

3 災害による被災の場合は、災害の程度によって免除期間を理事会が決定するものとする。

4 その他の理由による免除の期間は、1年を基準として更新することができる。

(免除の対象者)

第11条 本規程に定める免除者の対象は、過去の会費が適正に納められている場合に限る。

第4章 雑則

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

理事会規程

平成25年4月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会(以下「本会」という。)の定款第35条に基づき、本会の理事会に関する事項について定め、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、年6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 定款第31条第2項の規定により招集したとき。

(3) 定款第31条第4項の規定により、理事及び監事の全員の同意があったとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会はすべての理事及び監事をもって構成する。

2 名誉会員は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

3 理事が会議に出席できない場合は、次の者は会議に出席することができる。

(1) 理事が退任したとき、会長が当該地区の役員との協議により指名された者。(指名出席者という)

(2) 理事が会議に出席できないとき、当該理事が会議に出席する者に関する申請書により指定した者。

(申請出席者という)

(3) 前各号の出席者は、表決権を有しない。

(4)前(1)(2)号の出席者は、議長の求めに応じて発言することができる。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は、会長が招集する。ただし、第2条第3項(2)(3)の場合を除く。

2 第2条第3項(2)による場合は、副会長が、同条第3項(3)による場合は、各理事又は監事が招集する。

(招集通知)

第5条 定款第31条第3号により招集する。

2 会長は、前項の文書による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 定款第31条第4号により、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、定款第32条により会長がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は定款第33条第1項の規定により、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 定款第33条第1項により、理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に理事として表決に加わることはできない。

(議決権の代理行使禁止)

第9条 理事会に出席できない理事は、委任状その他の代理権を証明する書面をもって、他の理事を代理人としその議決権を代理行使させることはできない。

(書面による議決権行使禁止)

第10条 理事会に出席しない理事は、書面で議決権を行使することはできない。

(決議の省略)

第11条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第89条に定めるものをいう。

(報告の省略)

第12条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(監事の出席)

第13条 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(関係者の出席)

第14条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第15条 定款第34条の規定に基づき、法令で定めるところにより書面をもって議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印しなければならない。ただし、会長不在の場合は副会長が、監事不在の場合は常務理事が署名又は記名捺印する。

2 前項の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 議長の氏名

(議事録の配布)

第16条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第17条 理事会は、本会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長、副会長及び常務理事の選定及び解職を行う。

(役員を選定方法)

第18条 理事会は、前条に規定する会長を決定するに当たり、出席理事の過半数の同意に基づき会長候補者を選出し、会長候補者の意向を踏まえ、副会長及び常務理事候補者も選出し、本人の同意を得て推挙し、出席理事の過半数の同意を得て選定する。

(役員解任)

第19条 役員解任は定款第26条の規定に基づき実施する。

(決議事項)

第20条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 定款第30条定める事項
- (2) 事業報告及び計算書類の承認
- (3) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (4) その他業務執行に関し理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第21条 会長並びに常務理事は、毎事業年度ごとに2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第22条 理事会の事務局には、会長が当たる。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第 23 条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第 24 条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

委員会規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款第 4 条の事業遂行に必要な委員会について定める。

第 2 章 委員会

(委員会)

第 2 条 本会は会務運営上必要あるときは、委員会をおく。

(委員会の名称)

第 3 条 委員会は、その目的を冠して『〇〇委員会』という。

(事業)

第 4 条 委員会は目的に対して、会務を処理する。

(構成)

第 5 条 委員会は委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長並びに委員は理事以外の会員で構成することもできる。

(設置と改廃)

第 6 条 委員会の設置、改廃及び委員長、委員の任免は、会長がこれを行なう。

(開催)

第 7 条 委員会の開催日時及び場所は委員長がこれを定める。

(事業報告)

第 8 条 委員長は、委員会の会務を総括し、会長に報告する。

第 3 章 雑 則

(規程の改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

旅費規程

平成25年4月1日制定
平成26年5月11日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という）の業務執行または業務のために会員及び本会の依頼を受け旅行する者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 旅費

(旅行命令等)

第2条 旅行は、出張命令または出張依頼によって行わなければならない。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、出発地から用務地までの、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2. 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

(旅費)

第5条 旅費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 鉄道賃 旅客運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金
- (2) 船賃 旅客運賃、寝台料金、座席指定料金
- (3) 航空賃 現に支払った旅客運賃
- (4) 車賃 現に支払った旅客運賃
自家用車を利用する場合 1キロメートルにつき20円
- (5) 日当 定例理事会 1,000円
業務に要した時間が4時間以上の場合 2,000円
業務に要した時間が2時間以上4時間未満の場合 1,000円
業務に要した時間が1時間以上2時間未満の場合 500円
- (6) 宿泊料 8,000円

第3章 支給

(旅費の請求手続)

第6条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書を提出しなければならない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後すみやかに、旅費の精算をしなければならない。
- 3 旅費の請求は、代表者が一括して請求することができる。
- 4 定例の会議、委員会においては、旅費の請求を必要としない。
- 5 県外への旅行については、会長の承認を得るものとする。

(支給基準)

第7条 他団体からの要請で、旅費の支給を受ける場合は、本会基準による旅費の不足額分のみ支給する。

第5章 雑則

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるほか必要な次項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年5月11日から施行する。

表彰規程

平成25年4月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という）における表彰に関して必要な事項を定める。

第2章 種 別

(表彰の種類)

第2条 表彰に関する分類は次のとおりとする。

1. 功労賞
2. 学術奨励賞
3. 永年勤続表彰（20年勤続）
4. その他

第3章 表彰の基準

(基準)

第3条 前条の表彰は、次の各項に掲げる基準による。

(1) 功労賞

本会の発展に関し著しい功績のあった人又は顕著な貢献のあった人。

(2) 学術奨励賞

ア 診療放射線学に關係する学術に対し、優秀な論文を發表した人。

イ 永年にわたり本会の学術大会、研修会等に多くの学術研究發表をした人。

ウ 会員の資質向上のための研修会、講演会等に積極的に講演、技術指導を行った人。

(3) 永年勤続表彰 (20 年勤続)

本会会員として 20 年以上にわたり会員権を継続し、本会の発展向上に尽力した人。

(4) その他

特に他の模範となる善行があった人。

(表彰の除外)

第 4 条 いずれの賞においても過去に本会の名誉を傷つける行為又は信用失墜の行為のあった場合は表彰を受けることができない。

第 4 章 表 彰

(表彰の審査)

第 5 条 表彰の審査は理事会の選考を経て行うものとする。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は特別な場合を除き毎年 1 回通常総会において行うものとする。

(表彰の方法)

第 7 条 表彰は表彰状を授与して行う。

2 表彰には副賞を添える。

第 5 章 雑 則

(規程の改廃)

第 8 条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

互助規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款第 4 条第 5 項の福利厚生に則り、会員の団結を図り共済を行うことを目的とする。

第 2 章 給 付

(給付対象)

第 2 条 本規程による給付の対象となる事柄は次の通りとする。

(1) 本会会員及び家族の慶弔に対して別表に定める慶弔金、災害見舞金とする。

(給付の種類)

第 3 条 慶弔金の種類は次の通りとし、その内容は第 2 条に定める別表とする。

- (1) 結婚給付
- (2) 出産給付
- (3) 傷病給付
- (4) 死亡給付
- (5) 災害給付

(申請)

第 4 条 前条の給付を受けようとする者は、所定の様式により申請する。

(運用)

第 5 条 資金は、本会会費をもって運用する。

2 運用を受ける資格は、本会定款で定める正会員と名誉会員とする。

第 3 章 雑 則

(規程の改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

互 助 給 付

「別 表」

結婚給付	1. 会員の婚姻の場合	10,000円
出産給付	1. 会員の第1子の場合	5,000円
傷病給付	1. 職業上の疾病による廃疾または後遺症の場合 (別に理事会において審議決定する) 2. 休業1ヶ月以上に及ぶ場合	5,000円
死亡給付	1. 会員の場合 2. 会員の配偶者 3. 会員の子供 4. 会員の親	30,000円 20,000円 10,000円 5,000円

但し、結婚給付の場合、受給者の希望により相当額の記念品にかえることができる。

また、死亡給付の場合、給付以外に弔電及び花輪を供える。

会計規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款第 29 条に基づき、本会の収支の状況、財産の状態を明らかにし、適正な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は本会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第 3 条 本会の会計は、法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計区分)

第 4 条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。

(会計年度)

第 5 条 本会の会計年度は、定款の定めにより、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

第 2 章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第 6 条 本会の一切の取り引は、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第 7 条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳（又は会計伝票）

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 主要簿及び補助簿の様式は、別に定める。

(会計責任者)

第 8 条 会計責任者は、会長とする。

(帳簿書類の保存)

第 9 条 帳簿、伝票、書類の保存期間は、次のとおりとする。

(1) 予算決算書類 10 年

(2) 会計帳簿、伝票 10 年

(3) 証拠書類 5 年

(4) その他の会計書類 5 年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は、会計責任者の承認を受けて行なうものとする

第 3 章 予 算

(目的)

第 10 条 予算は明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算編成)

第 11 条 本会の事業計画と予算は、毎事業年度前に作成し、総会の承認を得て会長が定める。

2 前項の事業計画及び予算は、主務官庁に届け出なければならない。

(予算の執行者)

第 12 条 予算の執行者は、会長とする。

(予備費の計上)

第 13 条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上する事ができる。

(予算の流用)

第 14 条 予算の執行にあたり、会長が特に必要と認めるときは、中科目相互間において資金を流用する事ができる。

(予備費の使用)

第 15 条 予備費を支出する必要があるときは、会長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第 16 条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算書を作成し、総会の承認を得て主務官庁に届け出なければならない。

(積立金)

第 17 条 年度決算において剰余金が生じたときは、その一部について積立金に計上することができる。

第 4 章 出 納

(金銭の範囲)

第 18 条 この規程において金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えできる証書をいう。

3 手形及び有価証券は、金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第 19 条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(金銭出納)

第 20 条 金銭を収納したときは、所定の金融機関に預け入れ、支出に充ててはならない。

2 領収書は、出納責任者が発行し、事前に発行する場合は、会計責任者の承認を得て行なう。

3 支払いは、原則として銀行振り込みによることとし、会計責任者の承認を得て行なう。

(預金及び公印管理)

第 21 条 預金の名義人は、会長とする。

2 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。

3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を得なければならない。

(手許現金)

第 22 条 出納責任者は、現金支払いに当てるため、必要最小限の手許現金を置くことができる。

(残高照会)

第 23 条 出納責任者は、その都度現金残高を出納簿の残高と照合しなければならない。

2 預貯金については、原則として月に一回預貯金通帳の残高と帳簿残高を照合しなければならない。

3 前 2 項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする

4 預貯金については、毎年 9 月 30 日及び 3 月 31 日現在の残高証明書を入手する。

第5章 固定資産

(定義)

第24条 固定資産とは、耐用年数が1年を超え、かつ取得価額20万円以上の有形固定資産及び無形固定資産をいう。

(取得価額)

第25条 固定資産の取得価額は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用
- (2) 建設に関わるものは、その建設に要した費用
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額
- (4) 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(固定資産の管理)

第26条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、移動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び担保)

第27条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害の恐れのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

第6章 決算

(計算書類の作成)

第28条 本会は、毎事業年度終了後3月以内に事業報告書とともに、次の書類を作成し、総会の承認を得て主務官庁に届け出なければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 財産目録

(監査)

第29条 前条の書類は、監事の監査を受けなければならない。

第7章 雑則

(既定の改廃)

第30条 本規程の改廃は、総会の決議によって行う。

(委任)

第31条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

放射線測定委員会規程

平成25年4月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款第 4 条第 5 号及び 6 号に基づく医療施設の放射線管理に関する調査、研究及び施設漏洩線量測定事業を行い、県民の放射線被ばく低減及び安全を確保することを目的とする。

第 2 章 事務局と委員

（事務局）

第 2 条 事務局は本委員会委員長が設ける。

（事務及び報酬等）

第 3 条 測定事業に関する事務、会計は測定委員会事務局に委ねる。

2 測定委員会事務局は、本会会計年度末までに年度決算及び事業報告書を作成し、本会へ提出しなければならない。

（測定者および測定方法）

第 4 条 測定委員（測定者）は本会に所属し理事会で認められた者とする。

2 測定委員は各地区に 2 名以上置く。

3 測定方法に関しては、本会の作成したマニュアルに従って測定する。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

（運営）

第 6 条 測定に関する問い合わせ、依頼等に関する応答は、全て放射線測定委員会事務局が担当する。

第 2 章 事業内容

（施設漏洩線量測定事業）

第 7 条 施設漏洩線量測定事業は、次の要領で行う。

（1）様式 1 の申込用紙により受付ける。

（2）事務局は測定担当者並びに依頼者と協議し、日程を調整する。

（3）前項の調整は電話およびメールで行う。

（4）測定結果報告書（様式 2）は速やかに放射線測定委員長が作成し、測定料金請求書と共に適合シールを添付し依頼施設へ送付する。

（5）漏洩線量が法に定める規定値を超える場合は、依頼施設へその旨を報告し、適切な対応を促す。

（6）測定に関する費用は、基本料金 18,000 円とし 1 装置 5,000 円を加算する。

（調査・研究）

第 8 条 放射線測定委員会は必要に応じて会合を持ち調査、研究を行い測定事業管理票の作成を行なう。

（行政との連携）

第 9 条 放射線測定委員会事務局は必要に応じて行政に連絡を取り指導を受ける。

（測定装置の貸出）

第 10 条 測定装置貸出業務は次の要領で行う。

（1）放射線測定委員会事務局は、本会会員から測定装置の貸出依頼があった場合、日程を調整し貸出を行う。

（2）測定装置を貸出す場合は、貸出・返却時に管理台帳に必要事項を記載し適切に運用管理すること。

第 4 章 管理業務

（保管管理）

第 11 条 測定装置および備品の保管は東部、中部及び西部の指定された施設とする。

- 2 使用する場合は、管理台帳に必要事項を記載すること。
- 3 校正は2年に1回以上行うこと。
- 4 破損した場合は、責任度合いにより請求することとする。

第5章 雑 則

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

研究会助成規程

平成25年4月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款4条2号から6号の事業における自主的な部門別の研究会・研修会への助成について定める

第2章 助 成

(助成要件)

第2条 本規程による助成の対象となる部門別研究会・研修会は次の通りとする。

- (1) 本会会員5名以上で構成される部門別研究会・研修会で四半期ごとに1回以上開催していること。
- (2) 前号の活動を2年以上継続していること。
- (3) 本会が委託した事業。
- (4) 研究会が企画した事業で、本会の定款4条に定めた事業として認めたとき。
 - 2 ただし、賛助会員、他の団体等により支援助成を受ける場合は、支援助成の対象としない。

第3章 申 請

(助成申請と金額)

第3条 支援助成の申請方法、支援助成金は次の通りとする。

- (1) 申請は所定の様式により、本会により広告される定められた期日までに行うものとする。
- (2) 研究会への支援助成金は年度単位とし、2万円を上限とする。
 - 2 前条4号の申請は、開催前1ヶ月までに行うこと。

(助成金の決定)

第4条 支援助成金は理事会の審議、決定を経て定期通常総会で支給する。

第4章 雑 則

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

賛助会員に関する規程

平成25年4月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款第5条第3号の賛助会員について定める。

第2章 会員資格

(会員資格)

第2条 本会の事業に賛同し、入会しようとする個人又は団体。

(入会)

第3条 本会に入会しようとする個人又は団体は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

第3章 会 費

(会費)

第4条 賛助会費は会費納入規程第2条第2号に定める額とする。

第4章 会員権利と喪失

(意見等の発表)

第5条 賛助会員は、本会の発展に寄与する意見を発表することができる。

(会誌への掲載)

第6条 賛助会員は氏名、又は団体名を会誌発行の都度、誌上に掲載する。

(会員資格の喪失等)

第7条 会費の滞納による会員資格の喪失等については、会費納入規程による。

第5章 雑 則

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

会員への講師謝金に関する規程

平成25年4月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という）の会員が、本会の主催する研修会、研究会、講習会等(以下、「研修会等」という)の講師を務めたときの謝金について定める。

第2章 謝 金

(本会主催の講師謝金)

第2条 本会主催の研修会等の謝金として、1回につきその時間が30分以内のときは1,000円、1時間以内のときは2,000円を、1時間を超えるときは5,000円を支払うものとする。

(支払方法)

第3条 前条の謝金は、当該講演又は入稿の後速やかに現金で支払うものとする。ただし、当該会員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

第3章 雑 則

(規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

講師謝礼に関する規程

平成25年4月1日制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会(以下「本会」という。)が主催する診療放射線技師及び診療エックス線技師を主な対象者とした、職業倫理高揚及び診療放射線学の向上に関する研修会、研究会、講習会等(以下、「研修会等」という)の講師への謝礼について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 謝 礼

(謝 礼)

第2条 謝礼は、研修会等1回ごとに、講師1人につき30,000円を上限として支払うものとする。

(旅 費)

第3条 講師には、その自宅又は勤務地から研修会等の会場まで公共交通機関を使用した場合における交通費相当額を支給する。ただし、研修会等の会場の近辺に公共交通機関が存在しない等交通不便地の場合は、講師の自宅又は勤務地から当該会場に最も近い鉄道の駅までの交通費相当額に、当該駅から会場まで距離1kmごとに300円を乗じて得た額を加算して支給する。

(支給の方法)

第4条 謝礼及び旅費の支給日は研修会等の終了後とし、現金又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

第3章 適用除外

(適用除外)

第5条 この規程は、本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合には適用しない。

2 本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合の謝礼及び旅費に相当する金額の支給は、会員への講師謝金の支払に関する規程に基づき支給するものとする。

第4章 雑 則

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

会員の登録等に関する規程

平成25年4月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条第1項及び第9条第1項に基づいて、会員の入退会に関する細部手続について必要事項を定めることを目的とする。

第2章 申 請

(会員資格)

第2条 本会に入会しようとする者は、診療放射線技師又は診療エックス線技師でなければならない。

ただし、賛助会員はこの限りではない。

- 2 勤務する場所又は居住地が鳥取県内に有する者とする。ただし、賛助会員又は特別事情ある者で、会長が認めた場合は、この限りでない。

(申込書の提出)

第3条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に当該年度の会費を添えて会長に提出するものとする。

(諾否)

第4条 理事会は、入会申込書に基づいてその諾否を審査し、入会承認を決定するものとする。

(通知)

第5条 入会を承認したときは、会員原簿に登録するとともに、すみやかに地区及び本人に入会年月日を通知するものとする。

- 2 入会を否認したときは、その理由を付して本人に通知するものとする。

第3章 資格の停止

(会員資格の停止等)

第6条 会員の資格は、理事会が承認した日に始まり資格喪失した日に終わる。ただし、定款第10条第1項(1)の要件が発生したときは、理事会の承認を経て資格を停止し、出版刊行物送付等を一時制限することがある。

第4章 各種届出

(変更届)

第7条 会員は、入会申込書記載の住所、氏名、勤務先に変更を生じたときは、すみやかに地区を経由して届け出るものとする。

(退会届)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付し、地区を経由して退会届を会長に届け出るものとする。

第5章 雑則

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

平成25年4月29日改正版

平成26年5月11日旅費規程改定

平成28年4月1日会費納入規程改定(予定)